

法人府民税及び法人事業税の 分割基準について

令和8年 10 月

大阪府税務局徴税対策課

目次

第1章 分割基準の概要	1
1 分割基準とは	1
2 分割基準の種類	1
（1）法人府民税法人税割の場合	1
（2）法人事業税の場合	1
3 事業の判定についての注意点	2
（1）製造業	2
（2）電気供給業	2
（3）ガス供給業	2
4 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合	2
5 申告書に添付する書類	2
第2章 各分割基準の詳細	3
1 事業所等の数	3
（1）事業所等とは	3
（2）事業所等の数とは（法72条の48④－2）	3
（3）具体的な取扱い	4
（4）事業所等の数の算定方法	5
2 従業者の数	8
（1）従業者とは	8
（2）従業者の数とは（法72条の48④－1、法57条②③）	8
（3）具体的な取扱い	9
（4）従業者の数の算定方法	11
（5）資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例（法72条の48④－1）	15
3 固定資産の価額	16
（1）固定資産の価額とは	16
（2）固定資産の価額についての注意点	16
（3）具体的な取扱い	16
4 電線路の電力の容量	18
（1）電線路とは	18
（2）電線路の電力の容量とは（法72条の48③－2ロ(1)、同条④－3）	18
（3）具体的な取扱い	18
5 軌道の延長キロメートル数	19
（1）軌道の延長キロメートル数とは	19
（2）鉄道事業・軌道事業の例外（法72条の48⑩、令35条の2、規則6条の3）	19
第3章 分割課税標準額の算出方法	20
1 所得割の分割課税標準額の算出方法	20
2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法	23
3 法人税割の分割課税標準額の算出方法	25
第4章 参考	26
1 よくあるご質問	26
2 参考条文等	29

○ このガイドブックは、令和8年4月1日現在の法令等に基づき作成しております。

この冊子における法令は次の略語を用いています。

(法令)

法 …… 地方税法
令 …… 地方税法施行令
規則 …… 地方税法施行規則

(通知)

通知(県) …… 地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

○ 関連条文及び通知等は、「第4章 2参考条文等」に掲載しております。

条文番号は次のとおり表示しています。

条…算用数字

項…○で囲んだ算用数字

号…ハイフンと算用数字

～ ご注意！ ～

計算例の税額計算においては、大阪府の税率を適用しています。

税率は都道府県の条例により異なりますので、申告の際には実際に適用される税率をご確認ください。

第1章 分割基準の概要

1 分割基準とは

法人府民税法人税割及び法人事業税は、事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）の所在する都道府県において課されます。

複数の都道府県に事業所等を有する法人は、課税標準額の総額を一定の基準で分割して関係都道府県ごとの分割課税標準額を算定し、税額を計算することとなります。

この一定の基準を「分割基準」といいます。

2 分割基準の種類

(1) 法人府民税法人税割の場合

業種に関わらず従業者の数によります（法第57条②）。

(2) 法人事業税の場合

下表のとおり法人の事業ごとに分割基準が定められています。（法72条の48③、通知（県）9の7）

業 種		分 割 基 準
ア 下記イ～オ以外の事業 （建設業、通信業、卸売業、小売業、銀行業、保険業、証券業、不動産業、サービス業、ソフトウェア業等）		課税標準の1／2：従業者の数 課税標準の1／2：事業所等の数
イ 製造業		従業者の数 （資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）
ウ 倉庫業・ガス供給業		事業所等の有形固定資産の価額
エ 電気供給業 ※1	小売電気事業等	課税標準の1／2：従業者の数 課税標準の1／2：事業所等の数
	一般送配電事業 送電事業 配電事業 特定送配電事業	課税標準の1／4：事業所等の有形固定資産の価額 課税標準の3／4：事業所等の所在する道府県において発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路の電力の容量
	発電事業等 特定卸供給事業	課税標準の1／4：事業所等の有形固定資産の価額 課税標準の3／4：事業所等の有形固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額
オ 鉄道事業・軌道事業		軌道の延長キロメートル数

※1 平成29年3月30日以前に終了する事業年度は、課税標準の1／4を事業所等の有形固定資産の価額で、課税標準の3／4を事業所等の有形固定資産の価額で発電所の用に供するものの価額で按分します。

3 事業の判定についての注意点

(1) 製造業

日本標準産業分類（総務省）に定められている次の事業をいいます。

「Eー製造業」及び「Rーサービス業（他に分類されないもの）」のうち「891自動車整備業」「901機械修理業（電気機械器具を除く）」「902電気機械器具修理業」

(2) 電気供給業

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を有する事業であるか否かを問いません。

(3) ガス供給業

ガス事業法の適用に関わらず、導管によってガスを供給する事業をいいます。

ガス供給業として収入割が課される事業（令和4年4月1日以後開始事業年度においては導管ガス供給業及び特定ガス供給業）に該当しない場合でも、法第72条の48第3項第3号のガス供給業には該当するため、使用する分割基準は事業所等の有形固定資産の価額となります。

4 二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合

二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う法人においては、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準を使用します（※）。（法72条の48⑧）

主たる事業の判定に当たっては、原則、売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断します。（通知（県）三章9の11）

※ 鉄道事業・軌道事業の場合、例外があります。P19「第2章5」を参照してください。

5 申告書に添付する書類

「課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）」に分割基準を記載し、分割課税標準額を計算します。なお、所得金額が欠損である場合等、課税標準とすべき金額がない場合も提出が必要です。

記載方法については、下記リンク先の記載の手引を参照してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o050040/zei/alacarte/hojin-dl.html#bunkatu>

第2章 各分割基準の詳細

1 事業所等の数

(1) 事業所等とは

事業税の分割基準として、非製造業及び電気供給業（小売電気事業等）に該当する法人が使用します。

事務所又は事業所の定義（通知（県）第一章 6）

自己の所有に属するか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって継続して事業が行われる場所をいいます。

事業は、本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接・間接に関連して行われる付随的事业であっても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものを含みます。

事務所又は事業所と認められるには、事業が継続性を持ったものである必要があり、2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所や仮小屋等は事業所等の範囲に含まれません。

※ 建設工事に係る建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行う現場事業所等で、設置期間が6ヶ月に満たない仮設のものについては、事業所等の範囲に入りません。

(2) 事業所等の数とは（法72条の48④－2）

分割基準の数値である事業所等の数とは、事業年度に属する**各月の末日現在**における数値を**合計した数値**です。（その事業年度中に月の末日が到来しない場合には、その事業年度終了の日における数値をいいます。）

原則

各月の末日の事業所等の数を合計した数値



例外

事業年度の期間が一月に満たないで、しかも、その事業年度中に一度も月の末日が含まれない場合には、事業年度終了の日の事業所等の数

事業所等の数（通知（県）第三章 9 の 10）

- 同一構内・区画にある建物

原則 一つの事業所等として取り扱います。（上記通知（2））

- 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合（上記通知（3））

原則 構内・区画ごとに一つの事務所等として取り扱います。

例外 経済活動・事業活動に一体性があると認められる場合

・ 経理・帳簿等が同一で分離できない場合

・ 同一の管理者等により管理・運営されている場合など

⇒ **一つの事業所等**として取り扱います。

- 構内・区画が二以上の都道府県の区域にまたがる場合（上記通知（4））

・ 建物が一の都道府県の区域のみに所在する場合は、当該建物の所在する都道府県の事業所等として取り扱います。

（上記通知（4）ア）

・ 建物が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、それぞれの都道府県の事業所等として取り扱います。（上記通知（4）イ）

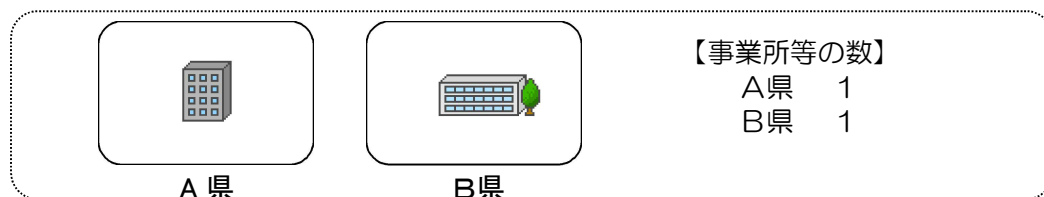
～建物とは～

店舗等の事業の用に供する建物を指します。

(3) 具体的な取扱い

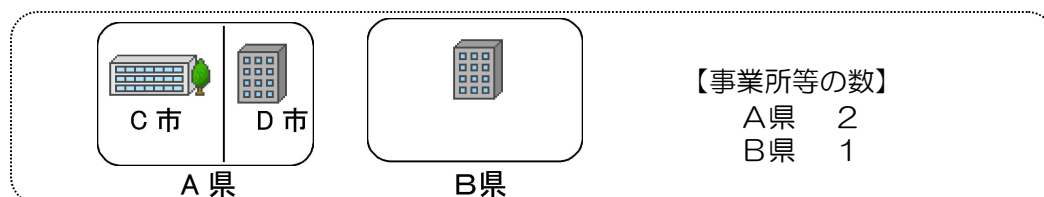
事例1 各県に1ヶ所ずつある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



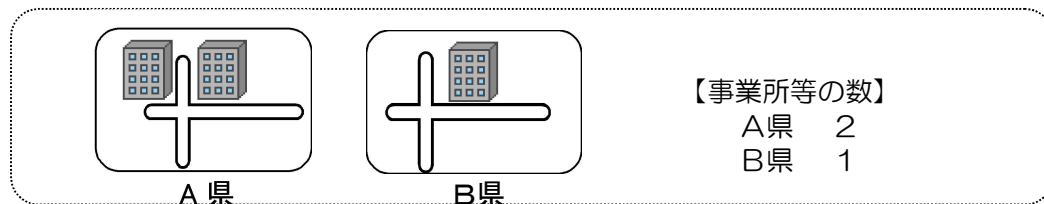
事例2 A 県に2ヶ所、B 県に1ヶ所ある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



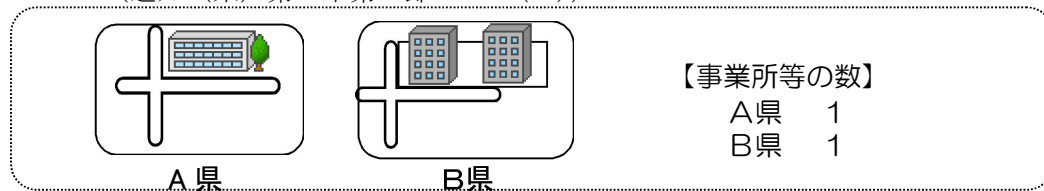
事例3 A 県に近接して2ヶ所、B 県に1ヶ所ある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2)(3))



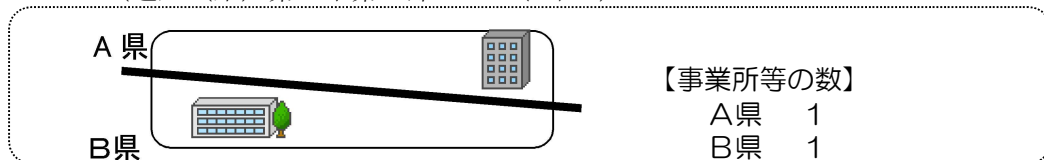
事例4 A 県に1ヶ所、B 県の同一区画内に建物が2つある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(2))



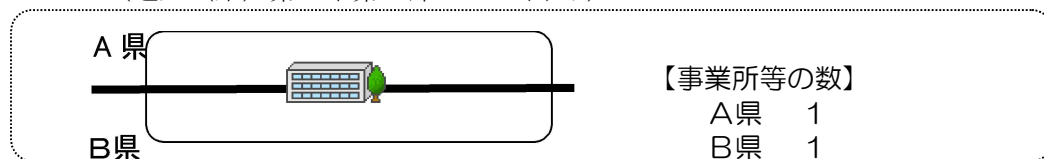
事例5 同一構内に県境があり、各県に建物が1つずつある場合

(通知(県)第三章第二節9の10(4)ア)



事例6 建物が2県の区域にまたがる場合

(通知(県)第三章第二節9の10(4)イ)



(4) 事業所等の数の算定方法

～表の見方～

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日

A県a事務所はX2年2月25日廃止

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所														10
	各月末日の数値		5								1	1	1		10
B県	B県事務所・営業所														12
	各月末日の数値		1							1	1	1	1	1	12
		基準（事業所等）合計 22													

↔事業所等が所在していることを表しています。

事業年度を表しています。
基本的に月単位となっています。

4月末日

2/25

事業年度の途中で新設廃止がある場合、事業年度終了の日が月の末日でない場合等に表示しています。

事例1 事業年度を通じて、事業所等の異動がない場合

① 事業年度終了の日が月の末日の場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A県	a事務所														12
	b事務所														12
	c事務所														12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36
B県	d事務所														12
	e営業所														12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準（事業所等）合計 60

② 事業年度終了の日が月の末日でない場合

事業年度 X1年6月6日～X2年6月5日

		月	6/6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6/5	計
A県	a事務所															12
	b事務所															12
	c事務所															12
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		36
B県	d事務所															12
	e営業所															12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		24

分割基準（事業所等）合計 60

事例2 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 2 年 3 月 31 日

A 県 a 事務所はX 2 年 3 月 20 日に新設

A 県 c 事務所はX 1 年 5 月 1 日に新設

		5/1												3/20	
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A 県	a 事務所													↔	1
	b 事務所	←													→ 12
	c 事務所		←												→ 11
	各月末日の数値		1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	24
B 県	d 事務所	←													→ 12
	e 営業所	←													→ 12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準（事業所等）合計 48

② 廃止

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 2 年 3 月 31 日

A 県 a 事務所はX 2 年 1 月 20 日に廃止

A 県 c 事務所はX 1 年 5 月 31 日に廃止

		5/31										1/20			
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A 県	a 事務所		←									→			9
	b 事務所		←											→	12
	c 事務所		←	→											2
	各月末日の数値		3	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	23
B 県	d 事務所		←											→	12
	e 営業所		←											→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

分割基準（事業所等）合計 47

③ 新設及び廃止

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 2 年 3 月 31 日

B 県 d 事務所をX 2 年 1 月 20 日に廃止し、A 県 a 事務所に同日移転

1/20																	
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計		
A 県	a 事務所												←	→	3		
	b 事務所	←													→	12	
	c 事務所	←													→	12	
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	27	
B 県	d 事務所	←											→			9	
	e 営業所	←														→	12
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	21	

分割基準（事業所等）合計 48

事例3 解散・合併・決算期変更等があった場合

① 事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 1 年 4 月 15 日(解散)

B 県 d 事務所は X 1 年 4 月 8 日に廃止

4 月 15 日(事業年度終了の日)における数値を用いる。

		4/8	4/15	4/30
		月	4	計
A 県	a 事務所	←→		1
	b 事務所	←→		1
	c 事務所	←→		1
	事業年度終了の日の数値		3	3
B 県	d 事務所	↔		0
	e 営業所	←→		1
	事業年度終了の日の数値		1	1
分割基準 (事業所等) 合計				4

② ①以外の解散・合併・決算期変更等の場合

ケース 1 事業年度 X 1 年 6 月 6 日～X 2 年 3 月 31 日

6 月 5 日決算の法人が 3 月 31 日決算に決算期変更

		6/6 6/30										3/31	
		月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
A 県	a 事務所	←										→	10
	b 事務所	←										→	10
	c 事務所	←										→	10
	各月末日の数値		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
B 県	d 事務所	←										→	10
	e 営業所	←										→	10
	各月末日の数値		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
分割基準（事業所等）合計													50

ケース 2 事業年度 X 1 年 8 月 20 日～X 1 年 10 月 9 日

8 月 19 日決算の法人が 10 月 9 日に解散

		8/20	10/9			
		8/31				
		月	8	9	10	計
A 県	a 事務所		←→			2
	b 事務所		←→			2
	c 事務所		←→			2
	各月末日の数値		3	3		6
B 県	d 事務所		←→			2
	e 営業所		←→			2
	各月末日の数値		2	2		4
分割基準（事業所等）合計						10

2 従業員の数

(1) 従業員とは

事業税の分割基準として、非製造業、製造業及び電気供給業（小売電気事業等）に該当する法人が使用します。
また、府民税の分割基準として、すべての法人が使用します。

従業員の定義(規則6条の2の2①)

従業員とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいいます。

この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなします。

従業員とは、実際の給与支給の有無に関わらず、また、常勤・非常勤の別を問わず、給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者が対象になります。

具体的には、役員（無給の非常勤役員を含みます。）のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等の人数も含みます。

(2) 従業員の数とは（法72条の48④－1、法57条②③）

従業員の数とは、事業年度（府民税の場合には、「算定期間」と読み替えてください。以下同様です。）**終了の日現在**における数値です。

ただし、事業年度の中途において新設または廃止をした事業所等の場合は、下記のとおり事業所等の所在した月数で按分します。

また、事業年度中を通じて従業員の数が著しく変動した場合（各月の末日の人数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合）は各月の平均となります（法57条③、法72条の48⑤、令9条の9の6、令35、通知（県）第二章58、通知（県）第三章9の2）。



原則

事業年度終了の日の従業員の人数

例外

新設した事業所等

事業年度終了の日
現在の人数 $\times \frac{\text{新設の日から事業年度終了の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

廃止した事業所等

廃止の日の前月
末日現在の人数 $\times \frac{\text{廃止日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

著しい変動のある事業所等

$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$

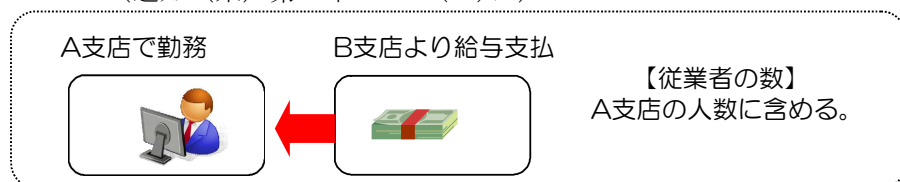
計算式中における月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

従業員の数に1人に満たない端数を生じたときはこれを1人とします。

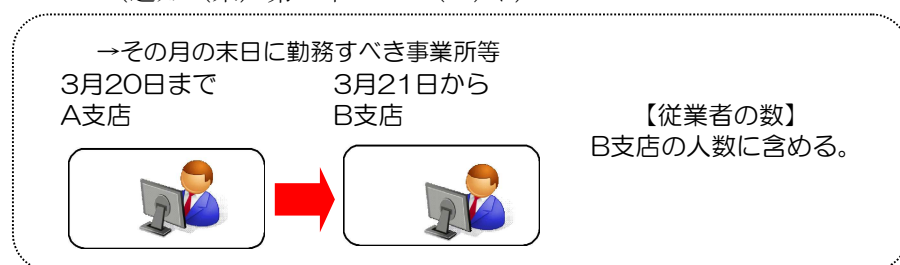
(3) 具体的な取扱い

ケース：同一法人のどの事業所等の従業者の数に計上するか？

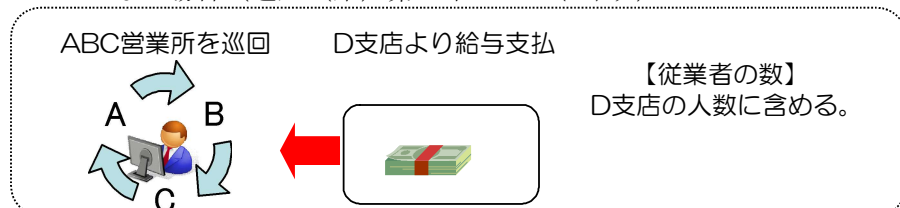
事例1 給与支払事業所等と勤務している事業所等が異なる場合
(通知(県)第三章9の1(1)ア)



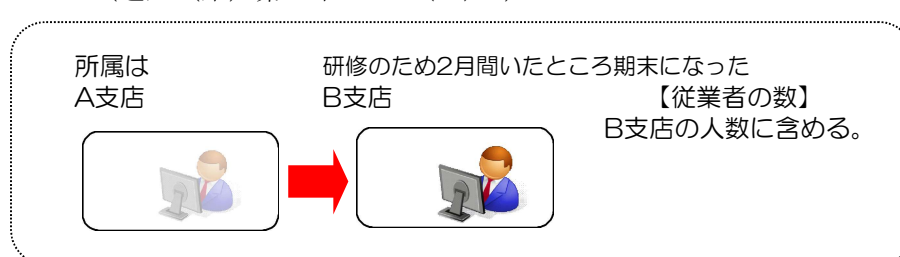
事例2 転勤によって勤務すべき事業所等が一月のうち複数ある場合
(通知(県)第三章9の1(1)イ)



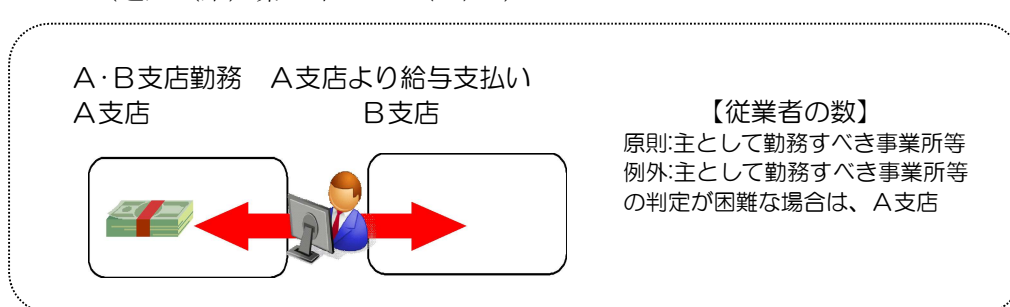
事例3 一月未満で複数の事業所等を巡回しており主に勤務すべき事業所等がない場合(通知(県)第三章9の1(1)ウ)



事例4 連続して一月以上同一事業所等に出張している場合
(通知(県)第三章9の1(1)エ)

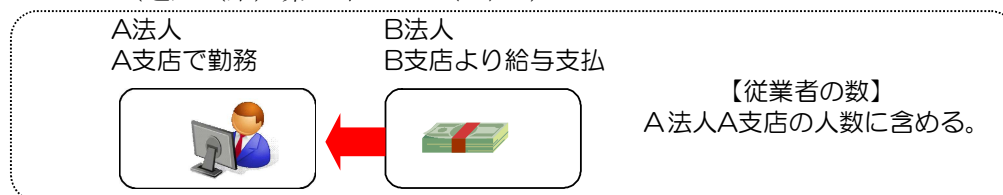


事例5 複数の事業所等に兼務している場合
(通知(県)第三章9の1(1)オ)

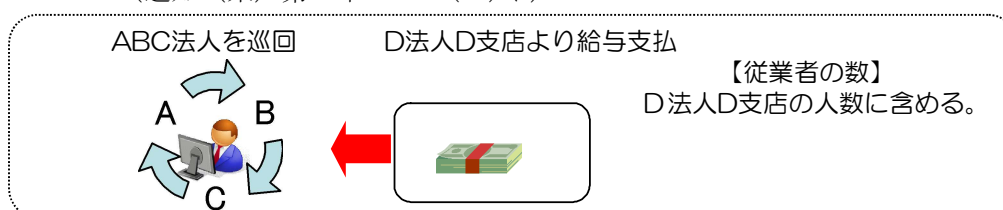


ケース：複数の法人うち、いずれの法人の従業者として取り扱うかの判定が困難な場合、
どの事業所等の従業者の数に計上するか？

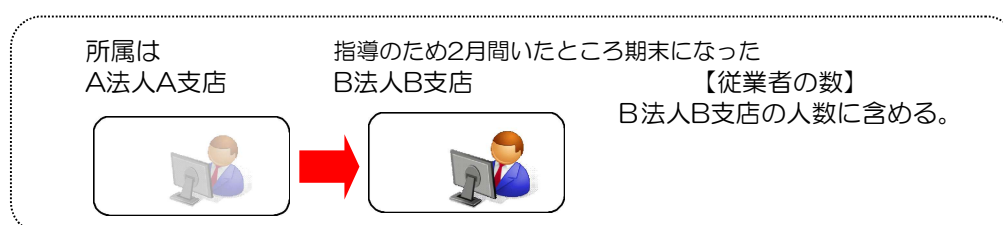
事例 6 給与支払を受ける法人と勤務している法人が異なる場合
(通知(県) 第三章 9 の 1 (2) ア)



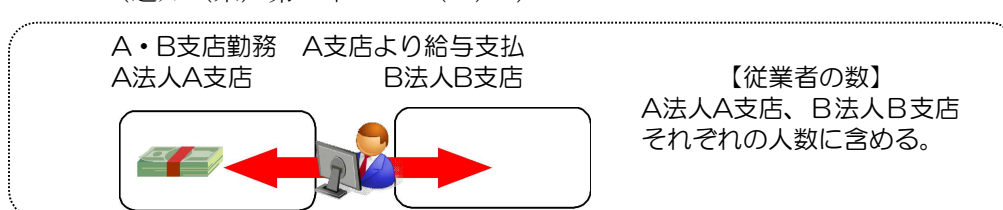
事例 7 一月未満で複数法人の事業所等を巡回して、主に勤務すべき事業所等
がない場合
(通知(県) 第三章 9 の 1 (2) イ)



事例 8 連続して一月以上他の法人の同一事業所等で当該他の法人の事業に従事して
いる場合
(通知(県) 第三章 9 の 1 (2) ウ)



事例 9 複数法人の事業所等に兼務している場合
(通知(県) 第三章 9 の 1 (2) エ)



ケース：従業者の数に含めない者

(通知(県) 第三章 9 の 1 (3))

- 研修施設において、研修を受ける者
- 勤務すべき事業所等が分割基準の対象外(例：国外支店勤務)
- 勤務すべき施設が事業所等ではない(例：常時船舶の乗組員である者)
- 病欠欠勤者、産休育休等により連続して一月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事業所等に勤務していない者(勤務していない期間に限り含めない。)

(4) 従業員の数の算定方法

～表の見方～

例 事業年度X1年4月1日～X2年3月31日

A県a事務所はX2年2月25日廃止

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													5	5
	各月末日の人数		5													
B県	B県事務所・営業所	←													18	18
	各月末日の人数		10													
分割基準（従業員の数）合計																23

↔事業所等が所在していることを表しています。

事業年度を表しています。
基本的に月単位となっています。

各県の合計です。

4月末日

2/25

事業年度の途中で新設
廃止がある場合、事業年
度終了の日が月の末日
でない場合等に表示し
ています。

事例1 事業所等に異動がなく、従業員の数に著しい変動がない場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													5	9
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
	b事務所	←													3	
	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所	←													1	
	各月末日の人数		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
B県	d事務所	←													9	11
	各月末日の人数		10	11	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
	e営業所	←													2	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		

分割基準（従業員の数）合計 20

事例2 事業所等に異動がなく、従業員の数に著しい変動がある場合

事業年度 X1年4月1日～X2年3月31日

5人/2人=2.5倍>2倍

(計算) e 営業所: (2+2+2+2+2+5+5+5+5+5) ÷ 12=3.5 → 4
(1人未満切り上げ)

		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A県	a事務所	←													8	14
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	6	6	6	6	7	7	8		
	b事務所	←													3	
	各月末日の人数		2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
	c事務所	←													3	
	各月末日の人数		2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
B県	d事務所	←													9	13
	各月末日の人数		10	11	11	11	11	11	9	9	9	9	9	9		
	e営業所	←													4	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	5	5	5	5	5	5		

分割基準（従業員の数）合計 27

事例3 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止がある場合

① 新設

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 2 年 3 月 31 日

A 県 a 事務所は X 2 年 3 月 20 日に新設

A 県 c 事務所は X 1 年 5 月 1 日に新設

(計算) a 事務所 $2 \times 1/12 = 0.166\cdots \rightarrow 1$

c 事務所 $5 \times 11/12 = 4.583\cdots \rightarrow 5$

		5/1												3/20				
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計		
A 県	a 事務所													↔	1	9		
	各月末日の人数													2				
	b 事務所	←												→	3			
	各月末日の人数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3				
	c 事務所		←											→	5			
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
B 県	d 事務所	←												→	10	12		
	各月末日の人数	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
	e 営業所	←												→	2			
	各月末日の人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
分割基準 (従業者の数) 合計																21		

② 廃止

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 2 年 3 月 31 日

A 県 a 事務所は X 2 年 1 月 20 日に廃止

A 県 c 事務所は X 1 年 5 月 31 日に廃止

(計算) a 事務所 $2 \times 10/12 = 1.666\cdots \rightarrow 2$

c 事務所 $3 \times 2/12 = 0.5\cdots \rightarrow 1$

		5/31										1/20				
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	合計
A 県	a 事務所	←														6
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2				2	
	b 事務所	←														
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	
	c 事務所	←	→													
	各月末日の人数		3	2											1	
B 県	d 事務所	←														12
	各月末日の人数		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	e 営業所	←														
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
分割基準 (従業者の数) 合計																18

③ 新設及び廃止

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 2 年 3 月 31 日

B 県 d 事務所を X 1 年 5 月 1 日に設置した後 X 2 年 1 月 20 日に廃止し、

A 県 a 事務所に同日移転

A 県 c 事務所は、X 1 年 6 月 25 日に廃止

(計算) a 事務所 $4 \times 3 / 12 = 1 \rightarrow 1$

c 事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$

d 事務所 $4 \times 9 / 12 = 3 \rightarrow 3$

		5/1 6/25												1/20			計	合計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A 県	a 事務所																1	8
	各月末日の人数												4	4	4			
	b 事務所																6	
	各月末日の人数		4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
	c 事務所																1	
	各月末日の人数		2	2														
B 県	d 事務所																3	5
	各月末日の人数			4	4	4	4	4	4	4	4	4						
	e 営業所																2	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			

分割基準 (従業者の数) 合計 13

事例 4 事業年度の途中に事業所等の新設・廃止と著しい変動があった場合

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X2年 3 月 31 日

B 県 d 事務所を X 2 年 1 月 20 日に廃止し、A 県 a 事務所に同日移転

A 県 c 事務所は、X 1 年 6 月 25 日に廃止

(計算) a 事務所 $(0+0+0+0+0+0+0+0+1+4+4) \div 12 = 0.75 \rightarrow 1$

c 事務所 $2 \times 3 / 12 = 0.5 \rightarrow 1$

d 事務所 $(5+5+5+5+5+5+5+2+0+0+0) \div 12 = 3.5 \rightarrow 4$

		6/25												1/20			計	合計
		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A 県	a 事務所																1	8
	各月末日の人数												1	4	4			
	b 事務所																6	
	各月末日の人数		4	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
	c 事務所																1	
	各月末日の人数		2	2														
B 県	d 事務所																4	6
	各月末日の人数		5	5	5	5	5	5	5	5	5	2						
	e 営業所																2	
	各月末日の人数		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			

分割基準 (従業者の数) 合計 14

事例5 解散・合併・決算期変更等があった場合

事業年度中に月の末日が一度も含まれない場合

事業年度 X 1 年 4 月 1 日～X 1 年 4 月 15 日(解散)

B 県 d 事務所は X 1 年 4 月 8 日に廃止

4 月 15 日(事業年度末日)における数値を用いる。

(計算) d 事務所 $4 \times 1 / 1 = 4$

		4/8		4/15	4/30	計	合計
月		～3	4				
A 県	a 事務所	←→	←→			1	6
	事業年度末日の人数	1	1				
	b 事務所	←→	←→			2	
	事業年度末日の人数	2	2				
	c 事務所	←→	←→			3	
	事業年度末日の人数	3	3				
B 県	d 事務所	←→	←→			4	5
	事業年度末日の人数	4					
	e 営業所	←→	←→			1	
	事業年度末日の人数	1	1				
分割基準 (従業者の数) 合計							11

(5) 資本金1億円以上の製造業を行う法人の特例（法72条の48④－1）

製造業を営む法人で、事業年度等末日現在で資本金が1億円以上の場合は、工場の従業者については、その従業者数の1/2を加算します。

工場の詳細（規則6条の2の2②③、通知（県）3章9の3）

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」

（昭和37年5月4日自治丙府発第39号）

工場とは？

物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいいます。

生産に関する業務とは？

物品の製造、加工、組立て、整備、修理を行う業務をいいます。

工場かどうか？

事業年度終了の日現在の状況によります。途中で廃止した場合は、該当しません。

また、名称のいかんを問わず、上記の業務を行っている事業所等かどうかで判断します。

工場の従業者？

次の業務を行っている人をいいます。

- 事業物品の製造・加工・組立て・整備・修理に関する業務を直接担当している人
- 製品の検査・包装・原材料の運搬・動力の保守点検等生産を補助する業務を担当している人
- 工場内の総務・経理・生産管理・資材管理等の業務を行う人

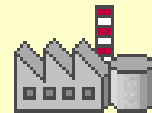
※ ただし工場に併置されている本社・支店・出張所・営業所・研究所・試験所等の従業者は除きます。

計算方法

工場の従業者の数にその2分の1を加算する。

工場の従業者が奇数の場合は、1を加えた数の2分の1を加算する。

例 工場の従業者 123人
→ $(123 + 1) \times 1/2 = 62$
 $123 + 62 = 185$
この工場の分割基準 185人



3 固定資産の価額

(1) 固定資産の価額とは

倉庫業・ガス供給業、電気供給業（小売電気事業等を除く）に該当する法人が使用します。

固定資産の価額とは(法 72 条の 48④－3、
規則 6 条の 2 の 2④、通知(県) 第三章 9 の 7)

固定資産の価額とは、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。

建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれ、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含みません。

なお、分割基準の対象となる固定資産は、自己の貸借対照表に記載のあるものに限ることから、貸借対照表に計上されない賃貸物件等は除きます。

(2) 固定資産の価額についての注意点

① 事業所等の固定資産がない場合

事業年度終了の日においていずれの都道府県にも事業所等の固定資産がない場合は、課税標準額を按分せずその全額を本店所在地の都道府県に申告します。

② 発電所又は蓄電用の施設の用に供する固定資産がない場合

電気供給業（発電事業等及び特定卸供給事業）に該当する法人について、事業年度終了の日において発電所又は蓄電用の施設の用に供する固定資産がない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で按分します。（法72条の48③－2ハ（2））

③ 事業所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合

事業所等ごとの固定資産の価額を区分することが困難で、総務大臣の承認を受けた場合は、固定資産の価額を地方税法施行規則に定める設備ごとに分別し、その価額を同規則に定める按分基準で按分した額を分割基準に用いることができます。（規則 6 条の 2 の 2⑤）

(3) 具体的な取扱い

事例 1 倉庫業を営む法人が A 県・B 県・C 県に事業所等を設けているが、C 県には固定資産がない場合



倉庫
(自社所有)

A 県



倉庫
(自社所有)

B 県



賃貸倉庫

C 県

C 県には事業所等はあるが、賃貸物件であるため、C 県の分割基準となる固定資産はゼロ。

課税標準額の総額を、A 県及び B 県に総固定資産の価額により分割する。

A 県の事業所等は発電所の用に供する固定資産に該当する。

課税標準額の 3/4：分割せず A 県のみ
 課税標準額の 1/4：A・B・C 県に
 総固定資産の価額により分割

 (本店) <u>賃貸物件</u>	 <u>賃貸物件</u>	 無人の発電所 (事業所等非該当)	A 県・B 県の事業所等には固定資産がなく、C 県の発電所は事業所等に該当しない。 課税標準額の総額: 分割せず本店のある A 県のみ
A 県	B 県	C 県	

4 電線路の電力の容量

(1) 電線路とは

電気供給業（一般送配電事業・送電事業・配電事業・特定送配電事業）に該当する法人が使用します。

電線路とは（法 72 条の 48③－2 口(1)、規則 6 条の 2②、通知（県）第三章 9 の 4、9 の 5）

事業所等の所在する都道府県において、発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第 2 条①－5 口に規定する発電等用電気工作物をいいます。）と電氣的に接続している電線路で、公称電圧 66 キロボルト以上のものをいいます。

(2) 電線路の電力の容量とは（法 72 条の 48③－2 口(1)、同条④－3）

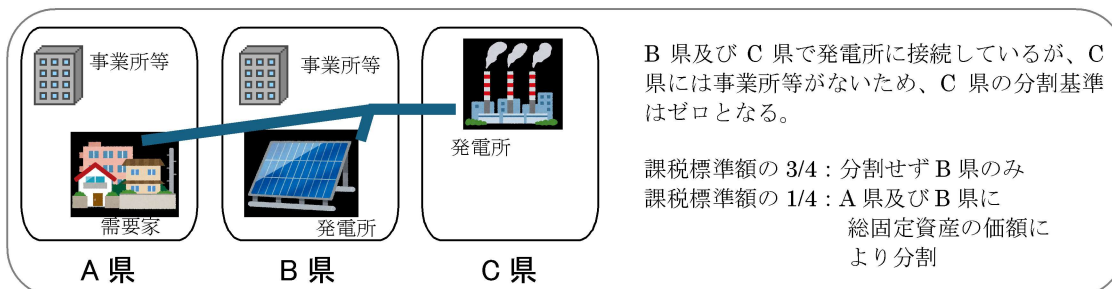
電線路の電力の容量の算定に当たっては、事業年度終了の日現在における容量をキロワットで表した数値を使用します。

～ ご注意！ ～

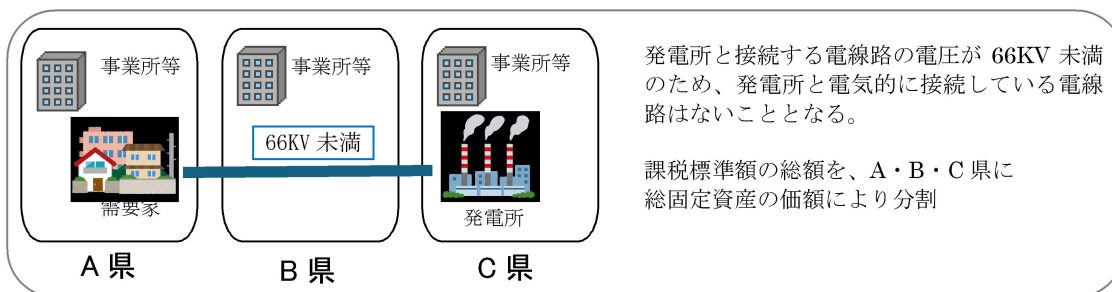
事業年度終了の日において事業所等の所在するいずれの都道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合は、課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額で按分します。（法 72 条の 48③－2 口(2)）

(3) 具体的な取扱い

事例 1 事業所等が所在しない県で発電所と接続している場合



事例 2 電線路の電圧が 66 キロボルト未満の場合



5 軌道の延長キロメートル数

鉄道事業・軌道事業に該当する法人が使用します。

(1) 軌道の延長キロメートル数とは

軌道の延長キロメートル数とは(法 72 条の 48④－3、通知(県)第三章 9 の 8)

軌道の延長キロメートル数とは、次のものをいいます

- 各事業年度終了の日現在における単線換算キロメートル数
- 自らが敷設する鉄道線路（他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含みます。）以外の鉄道線路を使用して旅客又は貨物の運送を行う場合は、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とします。
- 引込線及び遊休線並びに敷設線を含めますが、他の法人等の所有に係る専用線は含めません。

(2) 鉄道事業・軌道事業の例外（法72条の48①、令35条の2、規則6条の3）

鉄道事業・軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合は、課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額とその他の事業に係る売上金額（百貨店業については、売上総利益金額）とによって按分した額を、その事業の分割基準により分割します。

売上金額とは？

本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいいます。

しかし、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含みません。

なお、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいいます。

百貨店業の詳細（通知(県)第三章 9 の 9）

百貨店業とは？

百貨店業とは、物品販売業（物品加工修理業を含む。）であって、その店舗のうち、一つの店舗で床面積の合計が1,500㎡（都の特別区、政令指定都市の区域内においては、3,000㎡）以上ある店舗を有するものをいいます。

売上総利益金額とは？

売上高（総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額）から売上原価（期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額）を控除した金額をいいます。

第3章 分割課税標準額の算出方法

1 所得割の分割課税標準額の算出方法

法 72 条の 48①③、法 57 条②、
規則第 10 号様式記載要領

例：軽減税率適用法人の場合で小売業

2 以下の都道府県のみに事業所等を有する法人、または 3 以上の都道府県に事業所等を有していても資本金の額又は出資金の額が1,000万円未満である場合には、軽減税率が適用されます。

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準額の総額（所得金額）について、軽減税率の各区分（「年400万円以下の金額」、「年400万円を超え年800万円以下の金額」、「年800万円を超える金額」）に振り分けます。
- ② ①の各区分の金額に千円未満の端数がある場合はそれぞれの端数を切り捨てます。
- ③ ①及び②の金額を 1 / 2 にした後、千円未満の端数が生じた場合切り捨てます。
- ④ ③で算出した金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数で按分計算します。
按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ⑤ ④で按分計算した金額を、区分ごとに合算し、区分ごとの分割課税標準額を算出します。

⇒ この区分ごとの分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

分割基準	所得金額	36,173千円			
	従業者の数	大阪府内	61（人）	総数	150（人）
	事業所等の数	大阪府内	36（所）	総数	120（所）

課税標準の分割

Step 1：課税標準の総額の各区分に振り分け、1/2に分けます。

所得 36,173千円

(1) 年400万円以下の金額	従業者	2,000千円	事業所等	2,000千円
(2) 年400万円を超え 年800万円以下の金額	従業者	2,000千円	事業所等	2,000千円
(3) 年800万円を超える金額	従業者	14,086千円	事業所等	14,086千円

Step 2 : それぞれの分割基準で按分します。

～ 端数処理 ～

課税標準を分割するために、まず、1 単位当たりの分割課税標準額を算出します。
この際、小数点以下の数値については、小数点以下の数値のうち分割基準の総数の桁数に 1 を足した位以下を切り捨てます。

例：課税標準額 10,000,000 円 分割基準の総数 120

1 単位あたりの分割基準

$$10,000,000 \div 120 = 83,333.\underline{333333}\dots$$

↑

分割基準の総数は 120 なので 3 桁 + 1 桁 = 小数点 4 位以下切捨て

○ 従業者数による按分

(1) 年400万円以下の金額 $\Rightarrow 2,000 \text{ 千円} \div 150 = 13,333.\underline{33333}\dots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.\underline{313}$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(2) 年400万円を超え

年800万円以下の金額 $\Rightarrow 2,000 \text{ 千円} \div 150 = 13,333.\underline{33333}\dots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$13,333.333 \times 61 = 813,333.\underline{313}$$

千円未満切り捨てます。

813,000

(3) 年800万円を超える金額 $\Rightarrow 14,086 \text{ 千円} \div 150 = 93,906.\underline{66666}\dots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$93,906.666 \times 61 = 5,728,306.\underline{626}$$

千円未満切り捨てます。

5,728,000

○ 事業所等の数による按分

(1) 年400万円以下の金額 $\Rightarrow 2,000 \text{ 千円} \div 120 = 16,666.\underline{66666}\dots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.\underline{976}$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(2) 年400万円を超え

年800万円以下の金額⇒ $2,000 \text{ 千円} \div 120 = 16,666.\underline{666666}\dots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$16,666.666 \times 36 = 599,999.976$$

千円未満切り捨てます。

599,000

(3) 年800万円を超える金額⇒ $14,086 \text{ 千円} \div 120 = 117,383.\underline{333333}\dots$

小数点4位以下切り捨てます。(総数の桁数+1)

$$117,383.333 \times 36 = 4,225,799.988$$

千円未満切り捨てます。

4,225,000

○ それぞれの区分について合算します。

(1) 従業者 813千円 + 事業所等 599千円 = 1,412千円

(2) 従業者 813千円 + 事業所等 599千円 = 1,412千円

(3) 従業者 5,728千円 + 事業所等 4,225千円 = 9,953千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

1,412 千円	×	3.5%	=	49,420	49,400円	} ⇒ 820,900円
1,412 千円	×	5.3%	=	74,836	74,800円	
9,953 千円	×	7 %	=	696,710	696,700円	

税額は百円未満切り捨てます。

軽減税率不適用法人【事業年度終了の日において3以上の都道府県に事業所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人(※)】の場合もこの方法と同様に分割課税標準額を計算します。(法72条の24の7⑤)

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、事業所等を有する都道府県の数に関わらず、外形標準課税対象法人は軽減税率の適用対象外です。

2 付加価値割及び資本割の分割課税標準額の算出方法

例：外形標準課税法人の場合で小売業

この場合の計算方法は、次のとおりです。

- ① 課税標準の総額（付加価値額・資本金等の額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額をそれぞれ1/2した後、千円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。
- ③ ②で算出した金額を、それぞれ事業所等の数及び従業者の数で按分計算します。
按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ④ ③で按分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

事業年度 7ヶ月

資本金等の額 270,150,378円

分割基準 { 従業者の数 大阪府内 61（人） 総数 1,730（人）
事業所等の数 大阪府内 36（所） 総数 1,229（所）

資本金等の額の月数按分

$$270,150,378 \times 7/12 = 157,587,720.5 \leftarrow 1円未満の端数がある場合切り捨てます。$$

注：事業年度の月数が12月ある場合にはこの計算式は不要です。

課税標準の分割

Step 1：課税標準の総額を1/2に分けます。

$$\begin{array}{l} \text{課税標準の総額 } 157,587,720 \leftarrow \text{千円未満は切り捨てます。} \\ 157,587,000 \times 1/2 = 78,793,500 \leftarrow \end{array}$$

Step 2：従業者数による按分

$$78,793,000 \div 1,730 = 45,545.0867052...$$

小数点5位以下切り捨てます。（総数の桁数+1）

$$45,545.0867 \times 61 = 2,778,250.2887$$

千円未満は切り捨てます。

2,778,000

Step 3：事業所等の数による按分

$$78,793,000 \div 1,229 = 64,111.472742...$$

小数点5位以下切り捨てます。（総数の桁数+1）

$$64,111.4727 \times 36 = 2,308,013.0172$$

2,308,000

Step 4 : 大阪府分課税標準額の算定

従業者 2,778千円 + 事業所等 2,308千円 = 5,086千円

税額計算

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

5,086千円 × 0.525% = 26,701.5 26,700円

税額は百円未満切り捨てます。

付加価値割の算出方法についても、同様に計算を行います。
ただし、月数按分は不要です。

3 法人税割の分割課税標準額の算出方法

- ① 課税標準の総額（法人税額）について、それぞれ千円未満を切り捨てます。
- ② ①の金額を、従業者の数で按分計算します。
按分計算した金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- ③ ②で按分計算した金額を合算し、分割課税標準額を算出します。

⇒ この分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

計算例

事業年度 12か月

資本金 100,000,000円 本店：大阪市内

法人税割の課税標準の総額 15,000,000円

分割基準 従業者の数 大阪府内 65（人） 総数 1,750（人）

課税標準の分割

①従業者数による按分

$$15,000,000 \div 1,750 = 8,571.428571\cdots$$

小数点5位以下切り捨てます。（総数の桁数+1）

$$8,571.4285 \times 65 = 557,142.8525$$

税額計算

千円未満は切り捨てます。

上記分割基準により算出された分割課税標準額に基づき税額計算を行います。

$$557\text{千円} \times 1\% = 5,570 \quad 5,500\text{円}$$

税額は百円未満切り捨てます。

第4章 参考

1 よくあるご質問

Q1 事業所等を移転した事業年度は分割するの？

小売業を営む法人です。事業年度の途中に、A県からB県に移転しました。事業年度終了の日には、B県にしか事業所等がありませんが、税額計算において分割する必要はありますか？

A1 事業年度中に2以上の都道府県に事業所等を有していた場合は、各都道府県に課税標準額を分割して、申告納付する必要があります。

なお、固定資産の価額を分割基準として使用する法人が事業年度の途中で都道府県をまたいで事業所等を移転した場合には、事業年度終了の日において事業所等の固定資産がある都道府県のみが課税標準額の分割の対象となります。

Q2 製造業？

創業より製造業です。ただし、近年商品の加工等はすべて子会社に発注しており、それを仕入れて販売しています。工場等はありませんが製造業ですか？

A2 地方税法上の製造業に該当しません。自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で販売しているような場合は、卸売・小売業に該当します。

Q3 常駐者がいないのですが

A県に本社があります。B県には営業所がありますが常駐者はおらず、社員が月に数日出張して仕事をしています。B県に申告の必要はありますか？

A3 常駐者がいなくとも、当該営業所は地方税法上の事業所等に該当しますので、申告の必要があります。

ただし、他に勤務すべき事業所等があり、当該営業所に月に数日出張して仕事をしている場合には、当該営業所の従業者の数は0人になります。

Q4 派遣社員は？

人材派遣会社から派遣労働者の派遣を受けています。従業者の数にこの派遣労働者を含むのですか？

A4 従業者の数に含みます。

派遣労働者の場合、給与等を支給するのは派遣元法人ですが、勤務すべき事業所等は派遣先法人です。

このような従業者は、通知(県)第三章9の1(2)アの規定により、勤務すべき事業所等である派遣先法人の従業者の数に含めます。

Q5 同一市区町村にある事業所等は？

小売業を営む法人です。同一の市区町村内に支店と営業所の2つの事業所等があります。

この場合、分割基準の事業所等の数はどのように取り扱うのですか？

A5 2つの事業所等として、それぞれ月末にあった事業所等の数を分割基準の数値とします。

1つの市区町村内に複数の事業所等がある場合、それぞれを分割基準の事業所等として、事業年度中の各月末日の事業所等の数により計算します。

Q6 社員の慰安・娯楽のための保養所は？

社員の慰安・娯楽施設として保養所を常設しています。

この保養所は、分割基準の事業所等として取り扱うのですか？

A6 この保養所は、分割基準の事業所等としません。

社員の慰安・娯楽の目的のためだけに設けられた保養所については、事業所等に該当しませんので、分割基準の対象とはなりません。

ただし、保養所は寮等に該当しますので、法人府民税均等割の申告が必要となることにご留意ください。

Q7 無人の風力発電設備は？

風力発電を行う法人で、A県には風力発電設備のみがあり、B県にある本社から遠隔操作を行っている場合、A県の風力発電設備は事業所等に該当しますか？

A7 事業所等に該当しません。

A県の風力発電設備は人的設備がないため、事業所等の要件を欠き、地方税法上の事業所等には該当しません。

Q8 請負契約は？

請負契約により、請負法人の従業員が注文者である法人の事業所等で請負業務を行っています。注文者である法人の従業員の数にこの従業員を含むのですか？

A7 注文者である法人の従業員の数に含みません。

請負契約では、注文者である法人と請負法人の従業員との間に指揮命令関係が生じないことから、注文者である法人の従業員には含めず、指揮命令関係がある請負法人の従業員の数に含みます。

なお、名目上請負契約とされている場合でも、請負法人が当該請負契約に係る業務を行っているとは認められず、請負法人と注文者である法人が当該業務において一体となっていると認められるときは、当該請負法人の従業員は注文者である法人の従業員に含めます。

(参考) 通知(県) 第三章4の6の10(2)オ、4の2の5

2 参考条文等（一部言葉を省略しております。）

地方税法――

（事業税の納税義務者等）

法第72条の2

法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、事業の区分に応じ、事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の申告納付等）

法第72条の48

二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（以下この条において「分割法人」という。）は、事業税を申告納付し、又は修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 分割法人の事業年度の期間が六月を超える場合（当該分割法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該分割法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該分割法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず、関係道府県ごとの当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額に当該中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額とする。

ただし、当該分割法人の六月経過日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の前事業年度の関係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は六月経過日の前日現在における関係

道府県ごとの分割基準の数値が当該事業年度の前事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合には、当該分割法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた課税標準額の総額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて前項の規定により関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

- 一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所（以下この項から第五項までにおいて「事業所等」という。）の従業者の数に按分すること。
- 二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。
 - イ 小売電気事業等 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。
 - ロ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（第九項第一号及び第二号において「一般送配電事業」という。）、同条第一項第十号に規定する送電事業（第九項第一号及び第二号において「送電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）、同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業 次に掲げ

る場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。(2)において同じ。）と電氣的に接続している電線路（総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第三号において同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。）に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 発電事業等及び特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

四 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準（以下この款において「分割基準」という。）の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値）の二分の一に相当する数値を加えた数値

二 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値）

三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5 次の各号に掲げる事業所等については、当該各号に定める数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を前項第一号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度の中途において新設された事業所等 当該事業年度終了の日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事業所等が新設された日から当該事業年度終了の日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度の中途において廃止された事業所等 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事業所等が当該事業年度中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等として政令で定める事業所等 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定又は第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第四項の規定を適用する場合には、当該法人の中間期間を一事業年度とみなす。

8 分割法人が二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

- 一 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ロに定める分割基準
- 二 発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ハに定める分割基準
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11 分割法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、前三項の

規定にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、政令で定めるところにより関係道府県ごとに当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を分割するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、課税標準額の総額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等）

法第72条の48の2

前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

2 関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

- 一 第七十二条の四十一第一項又は第七十二条の四十一の二第一項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日
- 二 第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定によつてすべき決定の請求にあつては、申告書の提出期限
- 三 第七十二条の四十一第三項又は第七十二条の四十一の二第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、第七十二条の四十一第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項の規定による更正又は第七十二条の四十一第二項若し

くは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた日

3 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、同項の法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額(関係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。)の分割基準又は本項の規定による修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める場合(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)には、これを修正し、同条第一項の法人が申告書を提出しなかつた場合(第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)には、その分割基準を決定するものとする。

4 前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は更正若しくは決定を受けた場合において、当該申告若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあつたこと(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、総務省令の定めるところにより、当該関係道府県知事に対し、当該過大となつた分割課税標準額又は事業税額につき、更正をすべき旨を請求することができる。

5～13 (略)

(道府県民税の納税義務者等)

法第24条

道府県民税は、(略)第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額により(略)課する。

一・二 (略)

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(「寮等」という。以下道府県民税について同じ。)を有する法人で当該道府県内に事務所又は事業所を有しないもの

四の二 法人課税信託(略)の引受けを行うことに

より法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所を有するもの

五～七 (略)

2～9 (略)

(法人の道府県民税の申告納付)

法第53条

(略) 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、(略)当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額、(略)均等割額その他必要な事項を記載した申告書(略)をその法人税額の課税標準の算定期間(略)中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。(略)

2～82 (略)

(法人の道府県民税の更正及び決定)

法第55条

道府県知事は、第五十三条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定によつて申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額(「確定法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。)若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が同条第一項若しくは第二項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 道府県知事は、納税者が第五十三条第一項又は第三十一項の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を

除く。)においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 (略)

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)

法第57条

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(略)が(略)法人の道府県民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に按分して行うものとする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 法人税額の課税標準の算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 法人税額の課税標準の算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 法人税額の課税標準の算定期間中を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額等の分割の基準となる従業者数の修正又は決定)

法第58条

前条第一項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2 前項の道府県知事は、同項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合(略)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、

これを修正するものとする。

4～6 (略)

地方税法施行令

(法72条の48第5項第3号の事業所等)

令35条

法第七十二条の四十八第五項第三号に規定する政令で定める事業所等は、法人の当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える同条第三項第一号に規定する事業所等とする。

(法72条の48第11項の課税標準額の総額の分割の方法)

令35条の2

法第七十二条の四十八第一項に規定する分割法人(以下この項において「分割法人」という。)が鉄道事業又は軌道事業(以下この項において「鉄軌道事業」という。)と鉄軌道事業以外の事業とを併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る同条第一項に規定する課税標準額の総額(以下この項において「課税標準額の総額」という。)の分割については、まず、当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を鉄軌道事業に係る売上金額と鉄軌道事業以外の事業

に係る売上金額(百貨店業については、売上総利益金額)に応じて按分するものとし、当該按分した額のうち、鉄軌道事業に係る部分については鉄軌道事業について定められた同条第三項に規定する分割基準(以下この項において「分割基準」という。)により、鉄軌道事業以外の事業に係る部分については鉄軌道事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、関係道府県ごとに分割した金額を関係道府県ごとに合計するものとする。

2 前項の売上総利益金額の算定方法は、総務省令で定める。

(法第57条第3項第3号の事務所又は事業所)

令9条の9の6

法第五十七条第三項第三号に規定する政令で定める事務所又は事業所は、法人の法第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、当該従業者の数のうち最小であるものの数値に二を乗じて得た数値を超える事務所又は事業所とする。

地方税法施行規則

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

規3条の5

法第五十七条第二項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

規3条の14

法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業

法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する小売電気事業(次項において「小売電気事業」という。)、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業(次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。)、同法第二条第一項第十号に規定する送電事業(次項及び第六条の二第一項において「送電事業」という。)、同法第二条第一項第十一号の二に規定する配電事業(次項において「配電事業」という。)、同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業(次項において「特定送配電事業」という。)、同条第一項第十四号に規定する発電事業(次項において「発電事業」という。)、同条第一項第十

五号の三に規定する特定卸供給事業（次項において「特定卸供給事業」という。）並びに次項及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電等電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等電気工作物をいう。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電し、又は放電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電し、又は放電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業、特定卸供給事業及び第六条の二第一項に規定する事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

（法第七十二条の四十八第三項第二号ロの事業等）

規6条の2

法第七十二条の四十八第三項第二号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）により電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者と同項第四号に規定する振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）とする。

2 法第七十二条の四十八第三項第二号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧六十六キボルト以上の電線路であることとする。

（課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等）

規6条の2の2

法第七十二条の四十八第三項及び法第七十二条の五十四第二項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者

は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第七十二条の四十八第四項第一号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第三項第一号に規定する事業所等（第五項及び第六項において「事業所等」という。）とする。

- 一 食料品製造業
- 二 飲料・たばこ・飼料製造業
- 三 繊維工業
- 四 木材・木製品製造業
- 五 家具・装備品製造業
- 六 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 七 印刷・同関連業
- 八 化学工業
- 九 石油製品・石炭製品製造業
- 十 プラスチック製品製造業
- 十一 ゴム製品製造業
- 十二 なめし革・同製品・毛皮製造業
- 十三 窯業・土石製品製造業
- 十四 鉄鋼業
- 十五 非鉄金属製造業
- 十六 金属製品製造業
- 十七 機械器具製造業
- 十八 その他の製造業
- 十九 自動車整備業
- 二十 機械修理業
- 二十一 電気機械器具修理業

3 前項の場合において、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の法人であるかどうかの判定は、当該事業年度終了の日の現況によるものとする。

4 法第七十二条の四十八第四項第三号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額に

ついてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表の上欄に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(一) 発電設備	発電所及び蓄電用の施設の認可出力
(二) 送電設備	支持物基数
(三) 配電設備	支持物基数
(四) 変電設備	変電所の設備容量
(五) 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項及び第七十二条の二十九第一項の申告納付の期限前五日までに、事業所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

(売上総利益金額の算定方法)

規6条の3

政令第三十五条の二第一項の売上総利益金額は、売上高から売上原価を控除した金額とする。

(分割基準の誤りに係る法人の事業税の更正の請求の手続等)

規6条の4

法第七十二条の四十八の二第四項の規定による更正の請求をしようとする法人は、同条第五項に規定する更正請求書に次項の規定によつて主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に届け出たことを証する文書を添付しなければならない。

2 前項の法人は、あらかじめ主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に対し、次に掲げる事項を第十号の二様式により届け出なければならない。

- 一 請求をする法人の名称、所在地及び法人番号
- 二 修正した分割基準の明細
- 三 分割基準について誤りを生じた事情の詳細

3 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該法人に対し、当該届出があつたことを証する文書を交付するとともに、その旨を関係道府県知事に通知するものとする。

(更正請求書の様式)

規6条の5

法人が更正の請求をしようとする場合において、法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書は、道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税については第十号の三様式(略)によるものとする。

地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

第1章 一般的事項

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下六において「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。

この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に

関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随の事業であつても、社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであるこ

と。

- (2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

第2章 道府県民税

- 58 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の課税標準となるべき法人税額の分割の基準となる従業者の取扱い、法人の事業税の分割基準の従業者の取扱いと同様であること。

第3章 事業税

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

- 9の1 法第72条の48第3項の事業所等(同項第1号に規定する事業所等をいう。この節において同じ。)の従業者とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を経営する個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2の2①)

なお、その運用に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

- (1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事業所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事業所等の判定が困難なものについては、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

- ア 給与の支払いを受けるべき事業所等と勤務すべき事業所等とが異なる者(例えば主たる事業所等で一括して給与を支払っている場合等) 当

該勤務すべき事業所等

- イ 転任等の理由により勤務すべき事業所等が1月のうちに2以上となった者 当該月の末日現在において勤務すべき事業所等

- ウ 各事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

- エ 技術指導、実地研修等何らの名義をもってするを問わず、連続して1月以上の期間にわたって同一事業所等に出張している者 当該出張先の事業所等

- オ 2以上の事業所等に兼務すべき者 主として勤務すべき事業所等(主として勤務すべき事業所等の判定が困難なものにあつては、当該給与の支払いを受けるべき事業所等)

- (2) 次に掲げる者(例えば親会社又は子会社の事業所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等)については、9の1(1)にかかわらず、次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

- ア 一の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者以外の納税義務者の事業所等で勤務すべき者(当該者が2以上の納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者のいずれか一の事業所等に勤務すべき場合を含む。) 当該勤務すべき事業所等

- イ 2以上の納税義務者の事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

- ウ 事業所等を設置する納税義務者の事業に従事するため、当該納税義務者以外の納税義務者から技術指導、実地研修、出向、出張等何らの名義をもってするを問わず、当該事業所等に派遣されたもので連続して1月以上の期間にわたって当該事業所等に勤務すべき者 当該勤務すべき事業所等

- エ 2以上の納税義務者の事業所等に兼務すべき者 当該兼務すべきそれぞれの事業所等

- (3) 次に掲げる者については、当該事業所等又は施設の従業者として取り扱わないものとする。

- ア 従業者を専ら教育するために設けられた施設において研修を受ける者

- イ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき事業所等が課税標準額の分割の対象となる事業所等から除外される場合(例えば非課税事業を営む事業所等)の当該事業所等の従業者
 - ウ 給与の支払いを受けるべき者であっても、その勤務すべき施設が事業所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)
 - エ 病欠欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事業所等に勤務しない者(当該勤務していない期間に限る。)
- (4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。
- ア 非課税事業、収入金額課税事業又は鉄軌道事業とその他の事業とを併せて行う納税義務者の従業者のうち、それぞれの事業に区分することが困難なものの数については、それぞれの事業の従事者として区分されたものの数により按分するものとする。
 - イ 従業者は、常勤、非常勤の別を問わないものであるから、非常勤のもの例えば、重役、顧問等であっても従業者に含まれるものであること。
 - ウ 連続して1月以上の期間にわたるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日現在によるものとする。この場合において、課税標準の算定期間の末日現在においては1月に満たないが、当該期間の翌期を通じて判定すれば1月以上の期間にわたると認められるときは、連続して1月以上の期間にわたるものとし、また、日曜日、祝祭日等当該事業所等の休日については、当該休日である期間は、勤務していた日数に算入すること。
 - エ 事業所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、家屋の延床面積等合理的な方法により按分した数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。)をそれぞれの道府県の従業者数とするものであること。

9の2 法第72条の48第5項に規定する事業所等の従業者については、9の1に定めるもののほか、次の諸点に留意すること。

- (1) 事業年度の中途において、新設された事業所等にあつては事業年度終了の日の末日、廃止された事業所等にあつては廃止の月の直前の月の末日現在の従業者の数に基づいて月割により算定した従業者の数値によるものであるが、この場合の新設された事業所等には、営業の譲受又は合併により設置される事業所等も含まれるものであること。
- (2) 一の事業年度の中途において、新設され、かつ、廃止された事業所等については、廃止された事業所等として従業者の数を算定するものであること。
- (3) 事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、その従業者の数のうち最小であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える事業所等については、

その事業年度に属する各月の末日の従業者の数の合計数

その事業年度の月数

により従業者の数を算定することとなるが、この適用があるのは、当該事業所等に限るものであつて、他の事業所等については適用がないものであること。

また、事業年度の中途において新設又は廃止された事業所等であっても事業所等の所在する期間を通じてその従業者の数に著しい変動があるものは従業者の数に著しい変動がある事業所等に該当するものであるので留意すること。

なお、各月の末日現在における従業者の数の算定については、次の取扱いによるものであること。

- ア 各月の末日において勤務すべき者のみが分割基準の対象となる従業者となるものであること。したがって、例えば、月の初日から引き続き日雇労働者として雇用されていたものであつても、当該月の末日の前日までの間に解雇されたものは分割基準の対象となる従業者とはならないものであること。

なお、各月の末日が日曜日、祝祭日等により当該事業所等が休日である場合の分割基準の対象となる日雇労働者については、当該休日の前日現在における状況によるものであること。

- イ 月の中で課税標準の算定期間が終了した場合においては、その終了の日の属する月の末日

現在における従業者の数は、分割基準には含まれないものであること。

9の3 資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の分割基準となる事業年度終了の日現在における従業者の数のうち、その工場に勤務するものについては、当該従業者数の数値に当該数値の2分の1を加えた数値によることとされているが、この場合において、製造業を行う法人とは、その法人の行う主たる事業が規則第6条の2の2第2項各号に掲げる事業に該当するものをいい、工場とは、物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている事業所等をいうものであること。

なお、細部の取扱いについては、別途「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙府発第39号)によること。(法72の48④)

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所又は蓄電用の施設(他の者が維持し、及び運用する発電所又は蓄電用の施設を含む。以下9の4及び9の5において同じ。)の発電等用電気工作物(電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。)と電氣的に接続している電線路(専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。)であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格JEC-0222に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所又は蓄電用の施設が発電又は放電を行う場合においてその発電し、又は放電した電気を基幹系統側(基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側)に送電するために設けられた電線路をいうものであること。(法72の48③Ⅱロ(1)、則6の2②)

9の5 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。(法72の48③Ⅱロ(1))

(1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、

運用上の容量を用いるものではないこと。

(2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。

(3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所又は蓄電用の施設から受電する部分における電力の容量とするものであること。

9の6の2 ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものは、ガス供給業として収入割が課される事業に該当しないが、法第72条の48第3項第3号に規定するガス供給業のは該当するため、その分割基準は固定資産の価額となることに留意すること。(法72の48③Ⅲ)

9の7 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。(法72の48④、則6の2の2④)

9の8 法第72条の48第3項第4号に規定する軌道の延長キロメートル数は、次により取り扱うものであること。(法72の48③)

(1) 単線換算キロメートル数によるものであること。

(2) 鉄道事業を行う法人が、自らが敷設する鉄道線路(他人が敷設した鉄道線路であって譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う場合においては、当該使用に係る軌道の延長キロメートル数を当該法人の分割基準である軌道の延長キロメートル数とするものであること。

(3) 引込線及び遊休線並びに敷設線を含むものであるが、他の法人等の所有に係る専用線は含まないものであること。

9の9 2以上の道府県に事業所等を設けて鉄道事業又は軌道事業とその他の事業とを併せて行う場合の割合については、次の諸点に留意すること。
(法72の48⑩、令35の2)

(1) 当該法人の事業税の課税標準額のそれぞれの総額をそれぞれの事業の売上金額によって按分した額をそれぞれの事業の分割基準によって分割するのであるが、百貨店業のみについては、売上金額に代えて売上総利益金額が按分の基準とされていること。

なお、この場合における百貨店業とは、物品販売業(物品加工修理業を含む。)であって、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が1,500平方メートル(都の特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内においては、3,000平方メートル)以上の店舗を含むものをいうものであること。

(2) 売上金額とは、本来の事業及びこれに付随する事業の収入金額をいうものであるが、固定資産の売却収入その他受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益等の事業外収入は含まれないものであること。したがって、鉄道事業又は軌道事業における売上金額とは、原則として鉄道事業会計規則にいう営業収益をいうものであること。

(3) 売上総利益金額とは、売上高(総売上高から売上値引及び戻り高を控除した額)から売上原価(期首たな卸高と仕入高を加えた額から期末たな卸高を控除した額)を控除した金額をいうものであること。

9の10 法第72条の48第3項第5号に規定する事業所等の数は、次により取り扱うものであること。

- (1) 事業所等に該当するか否かの判定は、第1章第1節6によること。
- (2) 事業所等の数の算定に当たっては、原則として、同一構内・区画にある店舗等の事業の用に供する建物(以下9の10において「建物」という。)について一の事業所等として取り扱うこと。
- (3) 近接した構内・区画にそれぞれ建物がある場合については、原則として、構内・区画ごとに一の事業所等として取り扱うこととなるが、この場合において、2以上の構内・区画の建物について、経理・帳簿等が同一で分離できない場合、同一の

管理者等により管理・運営されている場合など、経済活動・事業活動が一体とみなされる場合には、同一の構内・区画とみなして一の事業所等として取り扱うことに留意すること。

(4) 事業所等の構内・区画が2以上の道府県の区域にまたがる場合には、次に掲げる道府県の事業所等として取り扱うものであること。

ア 事業所等の建物が、一の道府県の区域のみに所在する場合 当該建物の所在する道府県

イ 事業所等の建物が、2以上の道府県の区域にまたがる場合 当該建物の所在するそれぞれの道府県

9の11 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。

9の12 外国法人の恒久的施設とみなされた代理人の事務所等が2以上の道府県に所在する場合については、その事務所等のうち当該外国法人のための業務を行う事務所等のみが当該外国法人の事業所等とみなされるものであること。この場合において、同一の事業所等において代理人の本来の業務と外国法人の代理に関する業務を併せて行っている場合の分割の基準となる従業者数は、専ら当該外国法人の代理業務のみを行う者のみとするものであること。

9の13 2以上の道府県において事務所等を設けて事業を行う法人が分割基準に誤りがあったこと(課税標準額についてすべき分割をしなかった場合を含む。)により関係道府県の分割課税標準額又は事業税額に過不足がある場合においては、不足額の生じた道府県に対しては速やかに申告又は修正申告をしなければならないのであるが、過大となった道府県に対しては当該分割課税標準額又は事業税額の減額の更正の請求をすることができるものとされているものであること。この場合において、減額の更正の請求はあらかじめ主たる事務所等所在地の道府県知事に届け出た旨を証する文書を添えて行うべきものとされていることにかんがみ、その主たる事務所等所在地の道府県知事は速やかにその

処理をすべきものであること。(法72の48の2④)

～ 参 考 ～

6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の27)

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

(2) 4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア 派遣労働者等(イに掲げる者を除く。) 派遣先法人

イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等 派遣先法人及び派遣元法人

ウ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者(エに掲げる者を除く。) 当該法人

エ 法人(出向先法人)の業務に従事するため、他の法人(出向元法人)から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人

オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人

(3) 4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者(例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者)

イ 病気欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者

(4) 従業者数は、事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合にあつては、6月経過日の前日)現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業(以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。)の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下(4)において同じ。)を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計した数で除して得た値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業等を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業等を併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業等を廃止した場合

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在におけるその他の事業(非課税事業を除く。)の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度

- の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合
- ウ 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合
- エ 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途においていずれかの事業を廃止した場合
- (5) (4)の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすること。
- (6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業等の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によって按分するものとする。
- この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」(昭和37年5月4日自治丙府発第39号 東京都主税局長、各道府県総務部長あて 自治省税務局長通達)

(資本金の額又は出資金の額)

1 地方税法(以下「法」という。)第72条の48第4項第1号ただし書の資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、当該事業年度終了の日現在(中間申告の場合には、当該事業年度(当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人事業年度)開始の日から6月を経過した日の前日現在。以下同じ。)によるものであること。(規則6の2の2Ⅲ)

2 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う法人についても、資本金の額又は出資金の額が1億円以上であるかどうかは、その法人の資本金の額又は出資金の額の総額が1億円以上であるかどうかにより判定すべきものであること。

(製造業の範囲)

3 規則第6条の2の2第2項に掲げる事業は、日本標準産業分類(総務省)による「E—製造業」並びに「R—サービス業(他に分類されないもの)」のうち「891自動車整備業」、「901機械修理業(電気機械器具を除く)」及び「902電気機械器具修理業」の範囲に属するものであること。

(製造、加工又は組立て)

4 規則第6条の2の2第2項にいう物品の「製造」及び「加工」とは、いずれも物を原材料として、これに人工を加え新たな物を製作することをいうものであるが、このうち「製造」とは製作した物の性質が原材料である物と同一性を失っている場合をいい、「加工」とは原材料である物と性質が同一で、ある程度の変更を加える場合をいうものであること。また、「組立て」とは、製作された部分品を組み合わせることをいうものであること。

(生産に関する業務)

5 規則第6条の2の2第2項にいう「物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務」とは、物品の製造、加工、組立てを行う業務のほか、物品の整備又は修理を行う業務をいうものであること。

(生産に関する業務が行われている事業所等)

6 工場とされる「生産に関する業務が行われている事業所等」とは、当該法人の事業所等(法第72条の48第3項第1号に規定する事業所等をいう。以下同じ。)であって5に掲げる業務が行われている事業所等をいうものであること。

7 生産に関する業務が行われている事業所等の判定については、当該法人の事業年度終了の日現在により判定するものとする。

8 「工場である事業所等」とは、具体的には、工場、製造所、作業所、製油所、造船所、修理場などをいい、本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所、販売所、倉庫、油槽所、病院などは含まれないものであるが、その判定は名称のいかんにかかわらず、当該事業所等において行われる業務の内容により客観的に行うこと。

(工場の従業者)

9 「工場の従業者」とは、6の工場とされる生産に関する業務が行われている事業所等に勤務する従業者をいうものであり、従業者の意義及びその取扱いについては、取扱通知第3章9の1に定めるところによるものであるが、さらに次の諸点に留意すべきであること。

(1) 6の工場とされる生産に関する業務が行われている事業所等に本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等が併置されている場合の工場の従業者の数には、これら本社、支店、出張所、営業所、研究所、試験所等に勤務する従業者の数は含まれないものであること。

(2) 工場の従業者には、工場において製品の製造、加工、組立て等の業務を直接担当する部門に属する者及び製品の検査、包装、原材料の運搬、動力の保守点検等の生産を補助する業務を担当する部門に属する者のほか、当該工場内において総務、経理、生産管理、資材管理等の業務を行う部門に属する者が含まれるものであること。

(3) 事業税の課税事業と非課税事業とを併せて行う

場合において、それぞれの事業に区分することが困難である従業者の数については、取扱通知第3章9の1(4)アによりそれぞれの事業の従業者として区分されたものの数により按分して算定するものとされているが、工場の従業者についてこの取扱いをする場合には、通知第3章9の1(4)アにより按分された課税事業部分に相当する工場の従業者の数を基礎として2分の1を加算する計算を行うものであること。

- (4) 工場の従業者の数は、原則として当該法人の事業年度終了の日現在の従業者の数によるものであること。なお、2分の1を加算する場合において、当該工場の従業者の数が奇数であるときは、当該数に1を加えた数を基礎として2分の1し、加算するものとされているから、2分の1を加算した後の数値に1未満の端数は生じないことに留意すること。(法72の48Ⅳ①ただし書)

(分割に関する明細書)

10 法人が事業税の申告書に添付すべき課税標準の分割に関する明細書に記載すべき工場の従業者については、同一の都道府県内に他の事務所又は事業所がある場合においては別欄に記載して工場であることを明らかにするよう指導するものとする。

(住民税の分割との関係)

11 分割基準とすべき工場の従業者数について、その数値を補正することとされているのは、法人の事業税の場合に限られ、法人の道府県民税及び市町村民税の分割について適用がないものであるから留意すること。

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所の意義について

(昭和61年4月1日 各道府県総務部長、東京都総務局長、東京都主税局長あて 自治省税務局府県税課長、自治省税務局市町村税課長内かん)

法人住民税及び法人事業税における事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)の意義につきましては、依命通達においてその定めがされているところであり、事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続

性をもったものであることが必要とされることから、またまた二、三カ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等は事務所等の範囲に含まれないものとされているところですが、二、三カ月を超えるものであっても、建設工事に係る現場事務所等、すなわち、建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合せのみを行うもので、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、仮に机等が配置されている場合でも、事務所等の範囲に含めないものとして取り扱うことが適当と考えますので、よろしくお取り扱い下さい。

また、この取り扱いについては、昭和61年4月1日以後に開始する事業年度について行うことが適当と考えます。

おつて、貴管下市町村に対してもこの旨周知徹底されたくお願い申し上げます。

(参考)

一 工程管理とは次のものをいう。

(一) 自己の労働者だけでなく、下請業者も含めてその指揮・監督を行い、工事進行の打合せを行うこと。工事が円滑に進むように、既に締結されている契約に基づいて下請業者を現場に入らせること。

(二) 工事に必要な資機材の現場への搬出入に当たってその指図を行うこと(既に注文されたとおりの物であることの確認を含む。)

(三) 現場及び労働者の安全・衛生を確保する等現場の維持・運営を行うこと。資機材の品質に問題がないか、原材料等の使用状況はどうか、を把握し、必要に応じてこれを本・支店等に連絡し、工程が順調に進むように取り図らうこと。

なお、既に作成された設計図をもとに、その現場で行われる工事についての施行計画、施工図に関する調整も行われる。

二 連絡・打合せは、本・支店、発注者、工事監理者、近隣住民等を相手とするものであるが、発注、受注といった新たな契約行為は含まれないものであること。

一、二のいずれもその建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできないものに限られるものであること。